

お知らせ

ターナー症候群における成長ホルモン製剤と投与量について

平成11年12月に成長ホルモン分泌不全のないターナー症候群にも成長ホルモン治療の適応が拡大され、また治療量も0.35mg/kg/週の用量が認められました。ジェノトロピン（ファルマシア）も、2月27日付で上記の適応が認められたため、平成13年3月現在上記の治療適応が認められている成長ホルモン製剤は、グロウジェクト（日本ケミカルリサーチ、住友製薬、日研化学）、ノルディトロピン（ノボノルディスクファーマ）、ヒューマトロップ（日本イーライリリー）、ジェノトロピン（ファルマシア）です。

平成13年4月

財団法人 成長科学協会